平成２２年（フ）第２７１１号
大阪市淀川区西中島７丁目10番８号アクセス新大阪203号
債務者　平田　隆俊
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８２１号
大阪府箕面市坊島１丁目10番８号
債務者　柴山　優子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２３８号
大阪市平野区瓜破西２丁目５番４号
債務者　吉岡　清治
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３２６号
大阪市城東区野江２丁目17番13号マンションやまと野江204
債務者　スズキ食堂海潜人ことスズキ食堂Ｋｅｎタパスこと　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３４６号
大阪市住之江区西加賀屋２－３―25ハイツ加賀屋403、住民票上の住所大阪市住之江区北加賀屋５丁目５番44―213号
債務者　南　　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４５４号
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番25号大和ハイツ33号
債務者　中井　良人
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８１号
大阪府枚方市堂山３丁目38番５号
債務者　北原　桂子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５０９号
大阪府豊中市玉井町２丁目２番28―101号
債務者　小野　　健
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５３０号
大阪市東成区中道２丁目９番11号
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５３３号
大阪市住之江区西住之江４丁目７番10―401号
債務者　寺西　美紀
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５３４号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目40番１―102号
債務者　坂野　広子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６９号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　松本　順吾
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６９１号
大阪市平野区長吉六反５丁目８番19―303号
債務者　岸本　俊二
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６９２号
大阪市平野区長吉六反５丁目８番19―303号
債務者　岸本　裕子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６９３号
大阪市浪速区浪速西１丁目４番１―701号
債務者　田中登美子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８５号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩1212番地２
債務者　柳澤　雅代（旧姓葛西）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
新潟県小千谷市大字川井1557番地２　丸山榮次郎方
債務者　石岡　孝一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係